

新型コロナウイルス感染症に関する費用補償追加条項

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
加入単位	被保険者毎、敷地内毎、施設毎等、対象契約の契約方式に準じます。
継続契約	対象契約の全部または一部に対して支払責任が同一の保険契約であって、対象契約の保険期間の末日（注）を保険期間の初日とし、かつ、被保険者を同一として当会社と締結された対象契約をいいます。 （注） 保険期間の末日 失効日または解除日を含みます。
契約年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間とします。
事故	施設が新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合に、保健所その他の行政機関が施設の消毒、隔離その他の処置の指示、命令等を行うことをいいます。
施設	対象契約で定める施設、対象施設または営業施設をいいます。
収益減少防止費用	事故発生により営業収益の減少を防止または軽減するために生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条により指定された新型コロナウイルス感染症をいいます。
喪失利益	事故発生により営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益をいいます。
損失	喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
対象契約	次の①から⑬に掲げる約款に基づき当会社との間にて締結された保険契約をいいます。 ① 食中毒・特定感染症利益補償特約（費用・利益補償条項）が付帯された企業総合補償保険普通保険約款 ② 食中毒・感染症補償特約（休業損失補償条項）が付帯された企業総合補償保険普通保険約款 ③ 食中毒・特定感染症利益補償特約（費用・利益補償条項）および企業総合補償特約が付帯された火災保険普通保険約款（一般物件用） ④ 食中毒・感染症補償追加特約（休業損失補償特約用）および企業総合補償特約が付帯された火災保険普通保険約款（一般物件用） ⑤ 食中毒・感染症補償追加特約（店総用）が付帯された店舗総合保険普通保険約款 ⑥ 食中毒・感染症による休業損失補償特約（店休）が付帯された店舗休業保険普通保険約款 ⑦ 食中毒・感染症利益補償特約が付帯された企業総合保険普通保険約款 ⑧ 食中毒・感染症による休業損失担保特約条項が付帯されたテナント総合保険普通保険約款 ⑨ 食中毒・感染症利益担保特約条項（生産物特約条項用）が付帯された賠償責任保険普通保険約款 ⑩ 食中毒・感染症利益担保特約条項（旅館特約条項用）が付帯された賠償責任保険普通保険約款 ⑪ 居宅サービス・居宅介護支援事業者等追加条項が付帯された賠償責任保険普通保険約款 ⑫ 休業ユニット不担保特約、物流業特約、エコノミープラン特約（企業包括方式用）またはエコノミープラン特約（事業所限定方式用）が付帯されていない事業活動総合保険普通保険約款

	⑬ 食中毒・感染症利益補償特約が付帯された事業活動総合保険普通保険約款
適用期間	令和2年2月1日以降とします。

第1条（適用条件）

この追加条項は、保険責任を有する対象契約が適用期間中にある場合に適用します。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この追加条項により、対象契約における保険金を支払う場合について定めた規定にかかわらず、適用期間中に事故が発生した場合に被保険者が施設の消毒、隔離その他の処置に要する費用（注）を支出することによって被る損害、およびその処置によって営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、保険金を支払います。ただし、事故発生時に保険責任を有する対象契約がある場合にかぎりませす。

（注） 施設の消毒、隔離その他の処置に要する費用

付随的に支出する費用を含めます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑦のいずれかの事由に起因して発生した損害または損失に対しては、前条に規定する保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（注1）の故意または重大な過失
- ② 被保険者（注2）の故意または重大な過失による法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動（注3）または労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱
- ④ 地震、噴火、津波、高潮または洪水
- ⑤ 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為
- ⑥ 都道府県知事等からの要請に基づく自主休業。ただし、実際に事故があった場合を除きます。
- ⑦ 対象契約の保険責任開始日の翌日から起算して14日以内に発生した事故。ただし、継続契約を除きます。

（注1） 保険契約者または被保険者

これらの者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） 被保険者

被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3） 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第4条（事故の通知）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、事故発生の日時および場

所、事故の状況ならびに第2条（保険金を支払う場合）に規定する処置の日時を遅滞なく、書面で当会社に通知しなければなりません。

第5条（保険金の支払額）

- (1) この追加条項により当社が支払うべき保険金の額は、対象契約に定める契約の加入単位に応じて20万円とします。
- (2) この追加条項により保険金を支払うべき事故が対象契約の保険期間中に2回以上発生した場合であっても、当社が支払う保険金の額は(1)の規定に従いながら対象契約の保険期間を通じて20万円とします。
- (3) 当社は、保険期間が1年を超える対象契約においては、契約年度ごとに(1)および(2)の規定を適用します。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約等（注1）がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額が、前条(1)に規定する加入単位に対して20万円を超えるとき（注2）は、当社は、次の①または②のいずれかに定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われていない場合
20万円
- ② 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われた場合
20万円から、他の保険契約等（注1）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額

（注1）他の保険契約等

この追加条項で規定する内容の全部または一部に対して支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。

（注2）20万円を超えるとき

この保険契約の保険期間が1年を超える場合は、契約年度において20万円を超えるときとします。

第7条（保険金請求の手続）

- (1) 対象契約における保険金請求の手続について定めた規定にかかわらず、この追加条項において、当社に対する保険金請求権は、事故が発生し、かつ施設の消毒、隔離その他の処置が行われたまたはその処置を行う日時が確定した時から、これを行わせることができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から③の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 第2条（保険金を支払う場合）に規定する処置を行うことが確認できる書類
 - ③ その他当社が必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当会

社が求めたもの

- (3) 当社は、事故の内容等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（適用除外）

当社は、対象契約のうち、保険期間の初日が令和2年7月1日以降の「休業ユニット不担保特約、物流業特約、エコノミープラン特約（企業包括方式用）またはエコノミープラン特約（事業所限定方式用）が付帯されていない事業活動総合保険普通保険約款」においては、事業活動総合保険追加特約で定める物流業務のために記名被保険者が所有、使用または管理する業務用の施設には、この追加条項の規定を適用しません。

第9条（普通約款との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、対象契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項等の規定を適用します。